

学校いじめ防止基本方針

大阪府立思斉支援学校

令和 8 年 4 月 1 日

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方について

1 基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼし、人権に関わる重大な問題である。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要になる。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されない。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大切である。

そのため本校では、規範意識を高めること、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成すること、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に粘り強く取り組む。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校内だけで起こるものではない。いじめ防止に向けて、地域社会全体が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要になる。学校運営協議会などの機会を通して、地域住民や地域の小中学校とも協働して、いじめを見逃さない体制づくりに努める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止及びいじめ事案対応のための組織

組織を置くことで、いじめが起こった場合に特定の教職員だけが問題を抱え込まず、学校として組織的に対応し複数の目による状況の確認が可能となる。そして、様々な観点から事象を分析し、早期のいじめ問題解決を図る。

(1) 名称	いじめ対策委員会（学校全体）	いじめ対応検討会議（各学部）
(2) 構成員	校長、教頭、首席、生活指導部長、生徒指導主事、養護教諭、学部主事、学級担任、人権教育推進委員長、 その他必要に応じて校長が招集する者	担当教頭、担当首席、当該学部主事、生活指導部長、生徒指導主事、当該児童生徒在籍担任
(3) 役割	ア 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し イ いじめの未然防止 ウ いじめへの対応 エ 教職員の資質向上のための校内研修 オ 年間計画の企画と実施 カ 年間計画進捗のチェック キ 各取り組みの有効性の検証	ア いじめの未然防止 イ いじめへの対応

4 年間計画

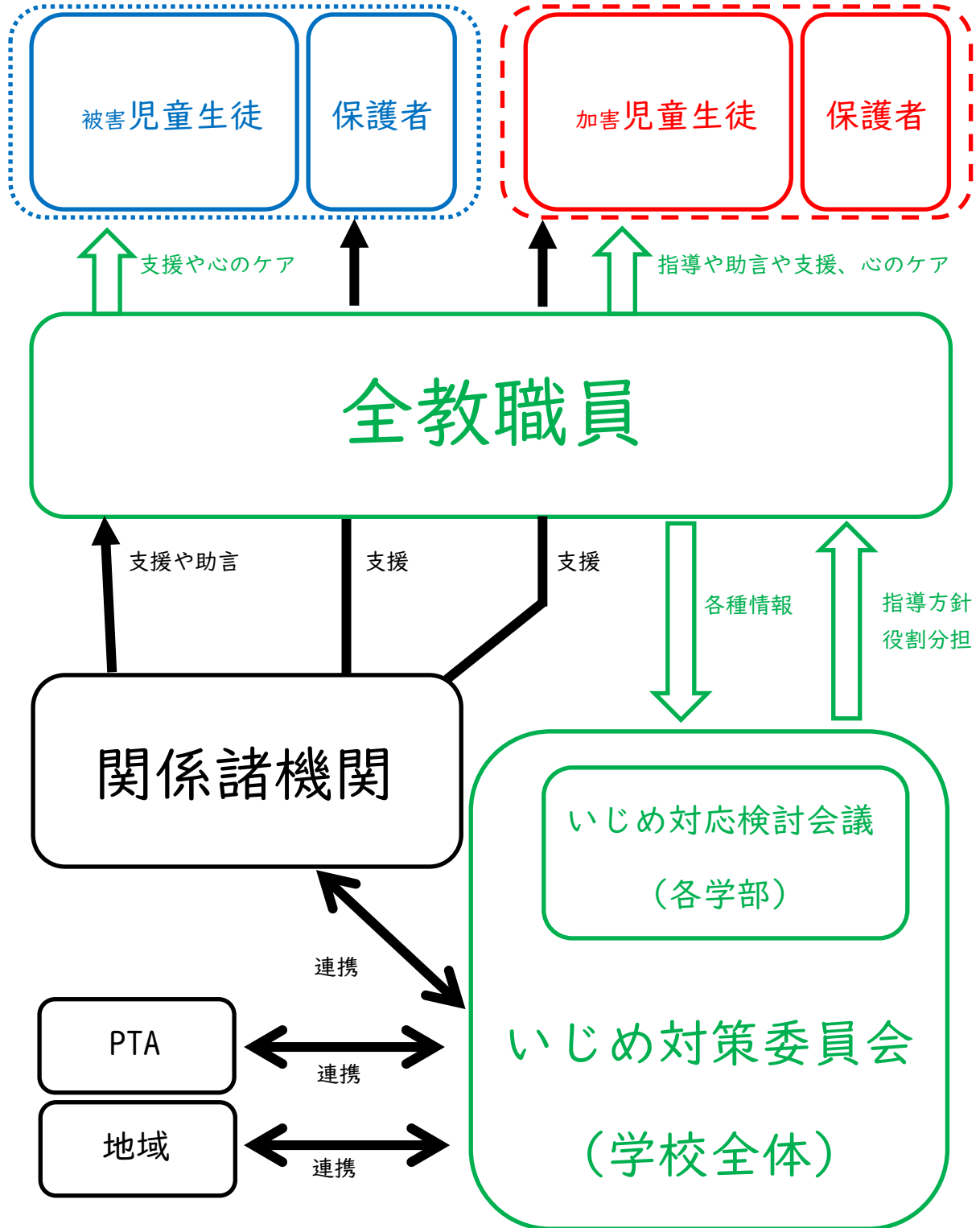
本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

思齊支援学校 いじめ防止年間計画		
月	学校全体	各学部
4	・「学校いじめ防止基本方針」の周知 （学校ホームページに掲載） ・教職員対象の校内研修	・児童生徒にいじめについての講話を実施 ・家庭訪問 個人懇談 （家庭や地域での様子の確認）
5		
6	・いじめ等アンケート実施 ・いじめ対策委員会	・アンケート結果等の聞き取り
7	（アンケート内容等の確認）	
8		
9		・懇談会 （家庭や地域での様子の確認）
10	・いじめ等アンケート実施	・アンケート結果等の聞き取り
11	・いじめ対策委員会 （アンケート内容等の確認）	
12		
1	・いじめ等アンケート実施	・アンケート結果等の聞き取り
2	・いじめ対策委員会 （アンケート内容等の確認）	・懇談会
3	・「学校いじめ防止基本方針」の見直し	（家庭や地域での様子の確認）

5 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は年3回開催し、児童生徒の状況の把握と報告を行う。（いじめやいじめにつながる可能性がある児童生徒の行動が確認された場合には、随時開催し対応する）。PDCAサイクルを意識し、必要に応じて学校いじめ防止基本方針や計画の見直し等を行う。

6 いじめ対応の学校体制



関係諸機関例 学校医・臨床心理士・警察・法務局・スクールカウンセラー・スクールロイヤー・スクールソーシャルワーカー など

第2章 いじめ防止の実際について

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが大切である。

また、本校では児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、次の2項目を重視する。

(1) 保護者との連携

連絡帳や電話連絡を活用し、保護者との連携を深めつつ児童生徒の細かな心身の変化に気付くことができるように留意する。

(2) 学校内での情報共有

定期的な会議の折のみならず、教職員間での打ち合わせを随時行うことで、児童生徒に関する様々な情報を学部や学年を超えて共有することができるよう留意する。また、情報共有を進め、児童生徒個々の教育的ニーズを的確に捉え、自己有用感や自己肯定感を高める支援が実施できるようにする。

2 いじめ防止のための措置

(1) いじめのない環境づくりや「学校いじめ防止基本方針」の周知

平素からいじめについての共通理解を図るため、児童生徒に対しては、本校の教育活動全般を通して自己理解他者理解を推進することでいじめのない環境づくりを行う。教職員に対しては、校内研修会等で「学校いじめ防止基本方針」を周知する。

(2) 児童生徒に対するコミュニケーション指導の実施

いじめに向かわない態度・能力を育成するためには、自他の存在を認め合い尊重し合える態度を養い、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのため、各教科や自立活動においては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用しつつコミュニケーション指導（人間関係の形成に関すること、コミュニケーションに関すること）を行う。

(3) 自己有用感や自己肯定感を育む指導や支援の実施

日々の授業や各種行事を通じて、児童生徒が達成感を得るのみならず自己肯定感を高め自己有用感を実感することができるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画を日々活用し、より多くの段階（スモールステップ）を踏んだ授業目標の設定や適切な言葉掛けを行う。

(4) 児童生徒に対する講話の開催

児童生徒が自らいじめ防止について深く学び、いじめの根絶に主体的に取り組むことができるよう、また自他の理解を深め人権感覚を高めることができるよう、学部集会や学年集会を活用して人権に関する講話や生活指導講話などを実施する。

(5) 教職員への研修の実施

- ア) 児童生徒の理解が深まる授業づくりを進め、また教員の授業力向上のために、学部や学年を超えて他の教員の授業を見学したり研究協議に参加したりする。
- イ) いじめを未然に防止し安心安全な学校づくりを推進するために、教職員への様々な研修を実施する。

第3章 いじめの早期発見について

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり、訴えることができないということが多くある。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒がいじめにあっている場合は、より隠匿性が高くなり、いじめが長期化深刻化する可能性がある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) いじめの積極的認知

教職員全員がいじめの定義を理解し、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校においても起こり得るものである」という認識を持ち、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、積極的に認知する。「いじめ0ではなく、いじめ見逃し0」をめざす。

(2) 児童生徒との関係作り

担任を中心とした教員が定期的に児童生徒と学校生活等について話をする機会を作るなどして悩みを相談しやすい環境を整える。

(3) 保護者との連携

連絡帳や電話連絡を活用し、また、家庭訪問や各種懇談会などを利用し、保護者との連携を深め児童生徒の細かな心身の変化に気付くことができるよう留意する。

(4) アンケートの実施

児童生徒の実態把握の一助として、いじめに関するアンケートを年3回実施する。アンケート内容を踏まえて適宜聞き取り等を行う。

第4章 いじめに対する考え方について

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の発達段階や障がい特性、原因や背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する

気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合

いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 学校の対応1

教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や学部主事、生活指導部長等に報告し、いじめ体罰等対応委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 学校の対応2

事実確認の結果、いじめが認知された場合は以下の点について検討を行い、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

ア 被害児童生徒と加害児童生徒の物理的かつ心理的な距離の確保。

授業グループや授業場所の変更、クラスの変更などを行う。

イ 被害児童生徒への支援や心のケア。

学級担任や学年主任や生活指導部担当教員および支援室担当教員が実施する。必要に応じて、学校医等の関係諸機関の支援を得る。

指導内容については、いじめ対策委員会及びいじめ対応検討会議で決定する。

ウ 加害児童生徒への指導や助言。

学級担任や学年主任、生活指導部担当教員が中心となって実施する。

指導内容については、いじめ対策委員会及びいじめ対応検討会議で決定する。

エ 周囲の児童生徒や学校全体に対する指導や助言。

学級担任や学年主任、生活指導部担当教員が中心となって実施する。

指導内容については、いじめ対策委員会及びいじめ対応検討会議で決定する。

(4) 学校の対応3

被害児童生徒および加害児童生徒の保護者への連絡については、家庭訪問をするなどしてより丁寧に行う。

(5) 学校の対応4

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

(1) 環境の確保

いじめた児童生徒の別室指導などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 事実確認

速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒から事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 加害児童生徒の保護者との連携

事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) 加害児童生徒への指導や助言

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に再発を防止する措置をとる

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) 周囲の児童生徒への指導や助言

いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

(2) 学校全体での解決

いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮し

ながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について、当事者の発達段階や障がい特性、地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。運動会や思斉祭、作品展などは、児童生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネットへの対応1

インターネット上に不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会及びいじめ対応検討会議において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) インターネットへの対応2

書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署などの関係機関と連携して対応する。

(3) 情報モラル教育の実施

また、情報モラル教育を進めるため、教科「社会」や「生活」等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態と認められるには、少なくとも次の2つの状態が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいる

被害児童生徒に対する心理的もしくは物理的な影響を与える行為が、相当の期間継続して止んでいる状態になっていること。なお、相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない

被害児童生徒および保護者に対して面談を行い、心身の苦痛を感じていないかを確認する。

(3) いじめ解消後の留意点

いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎない。いじめが「解消している」状態に至ったとしても、いじめが再発したり新たないじめが発生したりする可能性が十分にあり得ることを常に想定し、被害児童生徒や加害児童生徒のみならず学校全体に対する注意や観察を継続して行う必要がある。

第5章 その他

—各種相談窓口—

■ すこやか教育相談24

0120-0-78310

24時間対応 *IP 電話はつながりません。

■ 大阪府教育センター

すこやかホットライン Eメール:sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

06-6607-7361

午前9時30分～午後5時30分

月～金曜日(祝日・休日は除く)

■ 子ども家庭相談室

0120-928-704

午前10時～午後8時

月・火・木曜日(祝日・休日は除く)